

# 国の省エネ住宅の新築・ エコリフォームに対する ポイント制度のご案内

国土交通省では、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やエコリフォームに対して、さまざまな商品などと交換できるポイントを発行する「省エネ住宅ポイント制度」を実施しています。ぜひご活用ください。



## 対象工事と発行ポイント数

### ●エコ住宅の新築

省エネ法に基づくトップランナー基準相当、または平成25年基準を満たす住宅(省エネ住宅ポイント対象住宅証明書が必要)

1戸あたり30万ポイント

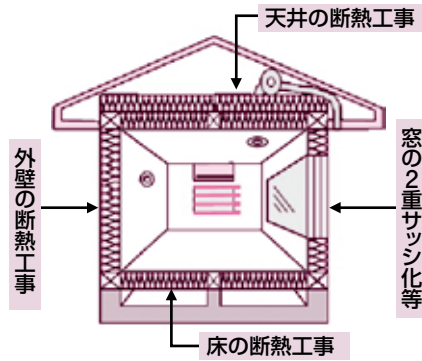
### ●エコリフォーム

対象工事のポイントを合計し、1戸あたり上限30万ポイント(耐震改修を行う場合、上限45万ポイント)

### ▼必須工事

次の①～③のうち、いずれか1つ以上のリフォーム工事

①窓の断熱改修(ガラス交換、内



窓設置、外窓交換

1カ所あたり3,000～20,000ポイント(窓の大きさによる)

②外壁、屋根・天井または床の断熱改修

施工箇所により3万～12万ポイント(部位毎に断熱材の最低使用量規定あり)

③設備エコ改修(以下のエコ住宅設備のうち、3種類以上を設置する工事)

太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器は、それぞれ24,000ポイント。節湯水栓は3,000ポイント

④①～③のいずれかと併せて行う以下の改修工事等

A.バリアフリー改修(1カ所あたり6,000～30,000

ポイント)

B.3種類未満の設備エコ改修

(③に準ずるポイント)

C.リフォーム瑕疵保険への加入(11,000ポイント)

D.耐震改修(一律15万ポイントを別枠加算)

⑤既存住宅購入加算(購入した中古住宅をエコリフォームする場合、発行されるポイントの合計数と同数のポイントを加算(上限10万ポイント)。ただし1戸あたりの上限は30万ポイント)



## ご存知ですか 「すまい給付金」

「すまい給付金」は、平成26年4月の消費税引き上げにともない、国土交通省により住宅購入者の負担軽減のため実施されています。収入に応じて最大30万円を受け取ることができます(収入が510万円以下の方が目安)。

受給条件や支給額、申請方法などは「すまい給付金事務局」までお問い合わせください。

すまい給付金事務局  
☎0570-064-186  
午前9時～午後5時  
(土・日・祝日含む)

申込  
問合せ先

## 対象工事の期間

平成26年12月27日以降に契約し、契約締結日から平成28年3月31日までに着手した工事(完了は平成27年2月3日以降)

## 申請期限

予算の執行状況に応じて公表(遅くとも、平成27年11月30日までに締め切られます)

## 問合せ先

省エネ住宅ポイント事務局  
☎0570-0531-6666  
午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始含む)